

富岡市景観形成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、富岡市景観条例（平成21年富岡市条例第14号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づく良好な景観の形成に関わる行為等に対し、予算の範囲内で交付する富岡市景観形成助成金（以下「助成金」という。）に関し、富岡市補助金等に関する規則（平成18年富岡市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第17条第1項の規定により景観重要資源に登録された歴史的建造物等の所有者又は権原に基づく占有者で、市税を滞納していないもの
- (2) 条例第21条第1項の規定により市民景観形成協定（以下「協定」という。）に認定された協定締結者で、市税を滞納していないもの
- (3) 条例第25条第2項の規定により登録された景観づくり団体

(交付対象行為等)

第3条 助成金は、建造物等修理修景事業助成金と景観づくり団体活動事業助成金とし、交付対象行為、助成回数、助成率及び助成限度額は、別表1又は別表2に掲げるとおりとする。ただし、算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 同一の交付対象行為により、他の助成金等の交付を受けようとするときは、この要綱による助成は行わない。

(交付申請)

第4条 前条第1項に規定する助成金の交付を受けようとするものは、第2条第1号及び第2号に規定するものにあつては、建造物等修理修景事業助成金交付申請書（様式第1号）を、同条第3号に規定するものにあつては、景観づくり団体活動事業助成金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、助成金の交付申請があつたときは、必要な調査を行い、助成金を交付すべきと認めるときは、景観形成助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、事業の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、助成金の交付の決定を受けたもの（以下「助成対象者」という。）が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(完了期限)

第7条 助成対象者は、当該年度に係る助成対象事業を当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成対象者は、助成金の交付の決定に係る行為を完了したときは、市長に対し、速やかに建造物等修理修景事業実績報告書（様式第4号）又は景観づくり団体活動事業実績報

告書（様式第5号）により当該行為の成果を報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに当該行為の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、景観形成助成金確定通知書（様式第6号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、景観形成助成金交付請求書（様式第7号）により、市長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求に基づいて、第9条で確定した助成金を交付するものとする。

（定期調査の実施）

第12条 市長は、助成金の交付を受けた行為に係る物件について定期調査を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査において助成金に係る内容又は条件違反等の不適切な部分を発見した場合には、これの是正を命ずることができる。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条第2項の是正命令に従わない場合は、期限を定めて助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（書類の整理及び保存）

第14条 助成金の交付を受けたものは、助成対象事業にかかる書類を整理し、当該助成事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

別表 1

建造物等修理修景事業助成金

地域区分	交付対象者	交付対象行為	助成回数	助成率	助成 限度額 (円)	
景観計画区域	第2条第1号に規定するもの	景観重要資源に登録された建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1 / 2	500,000	
	第2条第2号に規定するもの	市民景観形成協定に基づく建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1 / 2	500,000	
特定景観計画区域	歴史文化的景観調和ゾーン	第2条第1号に規定するもの	景観重要資源に登録された建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1 / 2	800,000
		第2条第2号に規定するもの	市民景観形成協定に基づく建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1 / 2	800,000
	歴史文化的景観保全ゾーン 旧街道街なみ誘導ゾーン	第2条第1号に規定するもの	景観重要資源に登録された建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1 / 2	1,000,000
		第2条第2号に規定するもの	市民景観形成協定に基づく建築物等の外観の修理、修景	同一対象物件に1回限り	1 / 2	1,000,000

別表 2

景観づくり団体活動事業助成金

地域区分	交付対象者	交付対象行為	助成回数	助成率	助成 限度額 (円)
市全域	第2条第3号に規定する団体	団体活動実施のための研修会、啓発等に要する経費	毎年度1回限り	4 / 5	200,000

様式第1号(第4条関係)

建造物等修理修景事業助成金交付申請書

年 月 日

富岡市長 様

(申請者)

住所

氏名

印

電話番号

富岡市景観形成助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 事業の場所	富岡市
2 助成対象行為の種類	
3 事業予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
4 助成対象事業費	円
5 助成金申請額	円
6 景観上配慮する点	

添付書類

- (1) 工事設計図書(位置図、配置図、平面図、立面図)
- (2) 現況写真
- (3) 工事見積書
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第4条関係)

景観づくり団体活動事業助成金交付申請書

年 月 日

富岡市長 様

(申請者)

住所

団体名

代表者氏名



電話番号

富岡市景観形成助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 助成対象活動の種類	
2 活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 助 成 金 申 請 額	円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第3号(第5条関係)

景観形成助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富岡市長



年 月 日で申請のあったことについて、下記のとおり助成金を交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定年月日	
2 事業の場所	
3 事業の種別	
4 助成対象事業費	円
5 助成金交付決定額	円
6 助成金交付の条件	

様式第4号(第8条関係)

建造物等修理修景事業実績報告書

年 月 日

富岡市長 様

(申請者)

住所

氏名



電話番号

年 月 日 第 号で助成金の交付決定のあった建造物等修理修景事業について、事業を完了したので富岡市景観形成助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成対象行為の種類	
2 助成対象事業費	円
3 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 景観上配慮した点	

添付書類

- (1) 完成設計図書
- (2) 完成写真
- (3) 工事費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号(第8条関係)

景観づくり団体活動事業実績報告書

年 月 日

富岡市長 様

(申請者)

住所

団体名

代表者氏名



電話番号

年 月 日 第 号で助成金の交付決定のあった景観づくり団体活動事業を完了したので、富岡市景観形成助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成対象活動の種類	
2 活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 助 成 対 象 事 業 費	

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

景観形成助成金確定通知書

第 号

年 月 日

様

富岡市長



年 月 日実績報告のあった助成金については、富岡市景観形成助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定助成金の額	円
交付決定助成金の額	円
交付済助成金等の額	円
返 還 金 額	円

様式第7号(第10条関係)

景観形成助成金交付請求書

年 月 日

富岡市長 様

(申請者)

住所

(団体名)

(代表者) 氏名



電話番号

年 月 日 第 号で確定通知のありました、富岡市景観形成助成金の交付を富岡市景観形成助成金交付要綱第10条の規定により請求します。

なお、富岡市景観形成助成金は下記の口座に振り込んで下さい。

記

請求金額	金 円		
金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			